

日本パラグライダー協会

レスキューパラシュートリガー技能証 規定

レスキューパラシュートリガー・マスター技能証 規定

日本パラグライダー協会

2004年5月20日

2016年3月8日 改定

レスキューパラシュートトリガー技能証規定

レスキューパラシュートトリガー・マスター技能証規定

1. 目的

本規定は、日本国内におけるパラグライダースポーツの健全な発展とパラグライダーによる飛行の安全を確保するために、レスキューパラシュートをリパックする者の技能を判定してこれを認定する方法を定めるとともに、リパックする者の責任と権限を定めることを目的とする。

2. 定義

2-1. レスキューパラシュートトリガー

レスキューパラシュートトリガーとは、JPAパイロット技能証を所持する者であって、本規定によるレスキューパラシュートトリガー課程を修了し、検定試験に合格してレスキューパラシュートトリガーとして認定を受けた者をいう。

2-2. レスキューパラシュートトリガー・マスター

レスキューパラシュートトリガー・マスターとは、JPAパラグライダー技能証規定に定めるインストラクター技能証を所持する者であって、本規定によるレスキューパラシュートトリガー・マスター課程を修了し、検定試験に合格してレスキューパラシュートトリガー・マスターとして認定を受けた者をいう。

3. 技能証認定

3-1. レスキューパラシュートトリガー

JPA会長は、レスキューパラシュートトリガー・マスターの申請により、レスキューパラシュートトリガーとしての能力を認められた者を、レスキューパラシュートトリガーとして認定するものとする。

3-2. レスキューパラシュートトリガー・マスター

JPA会長は、教育事業部の推薦を受け、レスキューパラシュートトリガー・マスターとしての能力を認められた者を、レスキューパラシュートトリガー・マスターとして認定するものとする。

4. 技能認定の申請資格

4-1. レスキューパラシュートトリガー

レスキューパラシュートトリガーの申請は、次に定める技能及び経歴を有する者でなければならない。

- 1) 有効な J P Aパイロット会員証を有すること。
- 2) パイロット証を有すること。
- 3) 指定されたレスキューパラシュートリガー研修会に参加し、レスキューパラシュートリガー課程を修了し、検定試験に合格すること。
- 4) 申請を行う日までに18歳に達していること。
- 5) 20歳未満の者については、保護者の承諾を得ること。

4-2. レスキューパラシュートリガー・マスター

レスキューパラシュートリガー・マスターの申請は、次に定める技能及び経歴を有する者でなければならない。

- 1) 有効な J P Aパイロット会員証を有すること。
- 2) インストラクター証を有すること。
- 3) 教育事業部の推薦を受け、F A A (Federal Aviation Administration) 公認パラシュートリガーまたはそれに準ずる有資格者の講習会を受講し、教育事業部の審議会において認定されたもの。

5. 技能証の効力

5-1. レスキューパラシュートリガー

レスキューパラシュートリガーは、リガー技能証発行日から2年間、次に定めることができる。

- 1) J P A公認スクールでの、業務としてのレスキューパラシュートのリパックをおこなうことができる。
- 2) J P A公認スクールで、これからレスキューパラシュートリガーを目指す者に対して教育をすることができる。

5-2. レスキューパラシュートリガー・マスター

レスキューパラシュートリガー・マスターは、リガー・マスター技能証発行日から2年間、次に定めることができる。

- 1) J P A公認スクールでの、業務としてのレスキューパラシュートのリパックをおこなうことができる。
- 2) J P A公認スクールで、これからレスキューパラシュートリガーを目指す者に対して教育をすることができる。
- 3) J P Aレスキューパラシュートリガー研修会の講師。
- 4) J P Aレスキューパラシュートリガーの検定試験をおこなうこと。

6. 検定試験

- 6-1. J P A会長は、J P Aの制定するレスキューパラシュートリガーの認定を行う場合は、申請者が必要とする技能及び知識を有するかどうかを判定するため、

検定試験をおこなわなければならない。

6-2. JPA会長は、JPAの制定するレスキューパラシュートリガー・マスターの認定を行う場合は、申請者が必要とする技能及び知識を有するかどうかを判定するため、審議会をおこなわなければならない。

6-3. 検定試験の概要

検定試験は実技試験及び学科試験とする。

6-4. 審議会の概要

審議会は、JPA教育事業部がおこなう申請審議とする。

6-5. 検定試験の立会い

検定試験は、JPA会長の認定する技能証認定を許された資格を持つものの監督と立ち会いのもとでおこなわなければならない。

6-6. 検定試験の報告

検定試験を行ったものは、速やかにその試験の結果をJPA会長に報告しなければならない。

6-7. 検定試験の免除

技能証の申請者がこの技能証規定に定める技能および知識について同等以上の能力を有すると認められるときは、理事会の承認を受け技能証規定に定める検定試験を免除することができる。

7. 技能証認定の手続き

7-1. レスキューパラシュートリガー申請手続き

レスキューパラシュートリガー技能証を申請しようとする者は、「レスキューパラシュートリガー技能証申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付し所属スクールを通じてJPAに提出すること。

7-2. レスキューパラシュートリガー・マスター申請手続き

レスキューパラシュートリガー・マスター技能証を申請しようとする者は、「レスキューパラシュートリガー・マスター技能証申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付し所属スクールを通じてJPAに提出すること。

8. 技能証申請料

申請料の金額

- | | |
|---------------------------|--------|
| 1) レスキューパラシュートリガー技能証 | 5,000円 |
| 2) レスキューパラシュートリガー・マスター技能証 | 5,000円 |

9. 罰則

9-1. 技能証の取り消し、または効力の停止

J P Aの発行した技能証を有する者がレスキューパラシュートのリパック、その指導を行うにあたり、重大な過失があったと理事会で認められた場合、理事会はその技能証の取り消しをおこなうことができる。

9-2. 技能証の申請の不正

技能証の申請に関し不正があったと理事会が認めた場合、J P Aはその申請された技能証を無効とすることができる。

10. 更新申請手続き

10-1. 更新申請書類

- 1) リガー技能証は更新時に、所定の更新書類に必要事項を記入し、J P Aに提出しなければならない。
- 2) リガー・マスター技能証は更新時に、所定の更新書類に必要事項を記入し、J P Aに提出しなければならない。

10-2. 更新申請の条件

- 1) リガー技能証は、2年に一度、該当する講習を受け、更新時にその受講証明を提出しなければならない。
- 2) リガー・マスター技能証は、2年に一度、該当する講習を受け、更新時にその受講証明を提出しなければならない。

10-3. 更新の申請料

8. に定める申請料と同額をJ P Aに納めなければならない。

11. 雑則

11-1. 技能証、申請書の書式

技能証の書式、申請者の書式については、事務局で随時決定する。